

山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドラインの 主な改正点（令和元年11月1日より適用）

1. 総括

改正の主な内容

- ① 農林水産部における総合評価落札方式の評価内容を県土整備部と整合
- ② 地域雇用促進型の廃止と若手・女性技術者評価型の導入
- ③ 評価項目における地域貢献度の充実
- ④ 情報化施工、週休2日制の評価を導入

2. 改正内容

（1）山形県農林水産部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱

- 農業農村整備事業における地域雇用促進型の廃止と若手女性技術者評価型の設定
- 評価項目の変更に伴う「入札結果」（様式2）を変更

（2）山形県農林水産部総合評価落札方式簡易Ⅱ型における事後審査実施要領

- 評価項目変更及び地域雇用促進型廃止に伴う記載項目の変更と様式の廃止及び変更

（3）山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン

（4）山形県農林水産部総合評価落札方式ガイドライン（運用編）

- 簡易Ⅱ型における型式を通常型と若手・女性技術者評価型の2種類とした。
- 情報化施工技術の活用工事については2種類の落札方式の適用を可能とした。
- 標準型の評価項目に技術的能力（企業及び技術者の能力）を加えた。
- 簡易Ⅰ型の地域貢献における評価項目の充実と若手・女性技術者配置型を追加。
- 地域貢献度（修正前：地域貢献活動実績）の評価項目を充実させた。